

○財務省告示第四百四十三号  
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省  
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成  
二十七年三月三十日に発行した政府短期証券の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十七年四月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第五百二十一回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第七条第一項、財政融  
資資金法（昭和二十六年法律第  
百号）第九条第一項並びに特別  
会計に関する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第八十三条第  
一項、第九十四条第二項、同条  
第四項、第九十五条第一項、第  
百三十六条第一項及び第三百十  
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下



九	振替単位	の記載又は記録は、最低額面金と	す。整数倍の金額によるものと	平成二十七年三月三十日	額九銭二厘以上のそれぞれ九十九円九	十	額九銭五厘九毛につき九十九円九	十	額九銭二厘以上のそれぞれ九十九円九	イ	入札発行競争	口	国債市場	特別参加	者第I	非価格競争	争入札発行	行	償還期限	十二	償還金額	十三	償還金額	十四	元金支払額	十五	入札参加	十六	者入札参加	払込期日	平成二十七年三月三十日
---	------	-----------------	----------------	-------------	-------------------	---	-----------------	---	-------------------	---	--------	---	------	------	-----	-------	-------	---	------	----	------	----	------	----	-------	----	------	----	-------	------	-------------